

# 英国における Social Value Act と公共調達

岸 昭雄・金川 幸司・尹 大栄・浦野 充洋

Public Procurement based on Social Value Act in the United Kingdom

Akio KISHI, Koji KANAGAWA, Daeyoung YOON and Mitsuhiro URANO

『経営と情報』

静岡県立大学・経営情報学部／研究紀要 抜刷

第 29 卷 第 2 号 (2017 年 3 月)

## 英国における Social Value Act と公共調達

岸 昭雄（静岡県立大学経営情報学部）

金川 幸司（静岡県立大学経営情報学部）

尹 大栄（静岡県立大学経営情報学部）

浦野 充洋（静岡県立大学経営情報学部）

本研究は、英国で2012年に制定された、公共調達の際に社会的価値を考慮することを定めた Social Value Act が、地方自治体でどのように運用されているのかを、ブリストル市の事例を例として紹介している。ブリストル市は社会的価値の評価に関して非常に活発な自治体であり、ブリストル市のヒアリング調査結果から、Social Value Act では明確化されていない社会的価値の定義や、その計測方法を公共調達の発注者、受注者に示すことで、社会的価値を重視した公共調達への受注者の参加を促していることを示している。一方で、社会的価値の定量評価の現状を紹介し、参考となる公共事業の便益評価手法の研究成果をふまえ、定量評価の信頼性、妥当性、評価コストの問題を指摘し、定量評価を進めるべき事業分野、規模についての議論が重要であることを示している。

キーワード：Social Value Act, 社会的価値, 公共調達, 定量評価, 社会的企業

### 1. はじめに

1960年代から1970年代にかけて英国が直面した経済の長期停滞は、大規模な財政支出や広範な準備範囲を持つ公共部門、いわゆる「大きな政府」によって民間の経済活動が阻害された結果であるとして、1979年に発足した保守党のサッチャー政権により、大規模な行政改革が進められた。公共部門の規模、範囲の縮小による「小さな政府」への移行である。のちにNPM（New Public Management）と呼ばれるこの行政改革では、肥大化した公共部門に対して、市場原理の導入を進めた。その結果、多くの公企業が民営化され、また公共サービス供給において競争原理を働かせるような制度を整えた。

サッチャー政権、メージャー政権と続いた保守党政権による市場原理を重視した経済政策により、

失業や経済格差の問題が社会問題としてクローズアップされた中、1997年に政権交代により労働党のブレア政権が誕生する。ブレア政権の下では、市場原理による効率性の追求を重視しながらも、従来から公共部門が担ってきた役割である「富の再分配」「公平性の確保」を積極的に追及することが志向された。資本主義と社会主義のどちらにも属さない新たな路線は「第三の道」と呼ばれ、CIC<sup>1</sup>（Community Interest Company）の導入や、休眠口座の預金活用による財政出動等の政策が進められた。

2010年に再度保守党を中心としたキャメロン政権に政権が交代すると、労働党政権の志向した「第三の道」は、かつてのイギリスの「大きな政府」への揺り戻しになりかねないとの認識のもと、Big Society 構想を掲げ、ボランティア部門を活

1. 2004年の会社法改正の際に、社会的企業の認証・登録制度として規定された。通常の営利企業がこの認証をとるには、会社資産はコミュニティの利益に資する投資に利用されなければならないこと（利用目的制限ルール）、投資家に支払う配当や利子に制限が課されること（分配・配当制限ルール）などの制約を満たさなければならない。CICの詳細に関しては石村他（2015）に詳しく紹介されている。

用した社会問題への対策を進めようとしている。ボランティア部門は、イギリスにおいて伝統的に市民社会に大きく根付いた存在であり、政府の役割を補完するものとして認識されている。小さな政府を志向したサッチャー政権においてもその役割は重要視され、その後の政権においても公共サービスの担い手として活用が図られている。

キャメロン政権の下で2012年に制定された「公共サービス（社会的価値）法」（以下、Social Value Act と表記する）は、公共調達の意味決定の際に、その公共調達をもたらす社会的インパクトを意思決定プロセスに反映させることを義務付けるものである。これは、公共調達に経済効率性のみを求めるのではなく、社会的価値を考慮することによって、公共調達によってより多くの社会的価値を地域コミュニティにもたらすことを目指している。

社会的価値の創出を第一の目的として事業を展開するボランティア部門や、市場での営利活動を通じて社会的課題の解決に取り組む社会的企業<sup>2</sup>にとってみれば、自治体が公共調達の際に社会的価値を考慮することは、自身が受注する可能性が大きくなることを意味する。また一般の営利企業にとっては、自身の営利活動がどのような社会的価値を創出しているかを明示しない限り、公共調達の受注競争において不利になる。

そのため受注者にとっては、自治体が社会的価値をどのように考慮しているかを把握する必要がある。しかしながら、Social Value Act はどのように社会的価値を意思決定に反映させるかを明示しておらず、各自治体の裁量に委ねている。そこで本研究は、英国における地方自治体および社会的企業に対するヒアリング調査の成果を踏まえて、Social Value act に関する取り組みが活発

なブリストル市の事例を紹介したうえで、Social Value Act の課題を指摘する。また、社会的価値を客観的に公共調達の意思決定に反映させるためには、定性的に把握した社会的価値を定量的に評価する必要がある。そこで次に、社会的価値の定量化に関する現状を紹介したうえで、今後の活用の可能性について考察する。

## 2. Social Value Act

2012年に制定された Social Value Act は、中央政府および地方自治団体に対し、公共サービス提供を外部委託する際には、それが地域における社会的価値につながるかを検討することを義務付けている。また、公共サービスを外部調達する計画立案の際に、そのプロセスにおいて一般住民や専門家などから意見を聞くためのコンサルテーション（意見集約作業）を実施するかどうかを検討することも義務付けている。ただし、Social Value Act では、社会的価値の定義を明示しておらず、また、検討結果をどのように意思決定に反映させるかも示していない。そのため、社会的価値の把握の方法および意思決定への反映の仕方は、各自治体の裁量に大きく依存する。その結果、Social Value Act の理念に沿って社会的価値の把握および意思決定への反映を積極的に展開している自治体と、必ずしもそうではない自治体とでかなり温度差があるのが実態である。

NCVO (2014) の報告によれば、Social Value Act に対する自治体の積極的な取り組みとして、社会的価値法が対象としているすべてのサービスについて、社会的価値が総入札の一定割合になるように目標を立てたり（ブリストル市）、EU の示した基準額<sup>3</sup>以下の契約に対しても Social

2. 英国においては、社会的企業は特定の法律や制度で規定された主体ではない。Social Enterprise London が発表した Introducing Social Enterprise によれば、社会的企業の諸類型として、「従業員所有協同組合 (Employee-owned business)」、「クレジット・ユニオン、コミュニティ・ファイナンス・イニシアチブ (Credit Union and Community Finance Initiative)」、「協同組合 (Co-operative)」、「開発トラスト (Development Trust)」、「ソーシャル・ファーム (Social Firm)」、「媒介的労働市場会社 (Intermediate Labour Market Company)」、「コミュニティ・ビジネス (Community Business)」、「チャリティのトレーディング・アーム (Trading-arm)」を挙げている (石村他、2015)。また近年では、社会的企業を伝統的なボランティア部門に含める向きもある。

3. EU が各加盟国の公共調達市場を開放するために、2004年に公共調達指令 (Directive 2004/18/EC) を制定し、

Value Act を適用し、ボランティア組織が社会的価値をより理解し提示しやすいようなモデル提示を行ったり（ノーズリー市）、ボランティアセクターが社会的価値を提示することを支援したり（ランベス特別区）する事例が挙げられる。

## 2.1 ブリストル市の事例

ヒアリング調査<sup>4</sup>で訪問したブリストル市は、Social Value Act に基づいて公共調達の際に社会的価値を積極的に考慮していることで評価されている自治体である。ブリストル市では、公共調達の際に考慮する社会的価値を、表に示す10個の分野に整理している（Social Value Policy 2016, Bristol City Council）。

市が公共調達の際に考慮する項目を整理し公開することで、年間約330万ポンド（2014年）にもおよぶブリストル市の公共調達が、表に示すような多方面の社会的価値を生み出し得ることを市民に示している。それにより、金銭的な効率性のみを追求した公共調達ではなく、それによって生み出される社会的価値を合わせて考慮した公共調達を行うことで、地域コミュニティに大きな利益をもたらすことを、行政と市民が共通認識として持つことができる。

一方、公共調達の受注者となる組織は多岐に渡る。一般の営利企業のみならず、ボランティア部

門に属する組織もその担い手となり得る。そういった組織が公共サービスを受注する際には、発注者側がどのように社会的価値を意思決定に反映させるのかをしっかりと把握する必要がある。さらに、受注者側が発注者側の意図（どのような社会的価値を求めるか）を理解しない限り、公共調達の際に受注者側が社会的価値を最大限引き出す努力につながらない。

しかしながら受注者にとっては、自身の経済活動を通じてどのような社会的価値を地域にもたらすかを把握し、それを計測することによって外部にアピールすることは簡単ではない。特に規模の小さい組織にとっては、社会的価値に関する専門知識を持つ人材の確保等が必要になり、その追加的費用は大きな負担になりかねない。そこでブリストル市は、社会的価値に関するツールキット（Creating Social Value in Bristol 2016, Bristol City Council）を作成することによって、発注者側、受注者側が簡便に社会的価値に関する知識を得たうえでそれを把握できるようにしている。また、内閣府の作成した社会的価値計測のための各種マニュアルに従って、社会的価値の定量評価手法を紹介している。この中では、Case Study として実際の計測事例を交えるなどの工夫により、社会的価値の定量化のプロセスを簡便に示している。この Case Study では、職業訓練

表 社会的インパクトの分類

分野	社会的インパクト
健康・福祉	若者から高齢者まで、健康増進や社会福祉を充実させる
教育	生涯学習機会を提供することによって、良質な労働力を提供する
交通	自動車からの公共交通へのシフトにより、交通渋滞や大気汚染を軽減する
住宅	多様性を持つ住民が相互理解の上居住する、良質な居住地を提供する
活力	市民・コミュニティが参画する文化的なイベントを通じて活力を提供する
環境保全	消費エネルギーを抑制する環境保全活動を通じて、雇用や投資を増進する
市民活動	すべての個人や組織、コミュニティが市民の多様性を尊重することに寄与する
公平性	健康、財産、機会の不平等是正のための適切な支援を提供する
市の統制	市のガバナンスの向上に寄与する
行政の効率性・柔軟性	行政サービスの利用のしやすさの改善、行政職員の効率的な労働に寄与する

加盟国内に市場開放する公共調達の基準額（閾値）を定めた。2014年の改定により、基準額が164,176ポンドに引き下げられた。

4. 訪問先：Jacqueline Miller, Commercial Development Manager, Procurement & Commercial Relations Service, Bristol City Council. 訪問日時：2016年9月6日15:30-17:00.

を提供する事業の社会的価値の計算方法として、雇用の増加や健康状態の改善等のアウトプットに、それぞれ原単位<sup>5</sup> (unit cost) を掛け合わせて金銭的価値を導出する方法を紹介している。このように、発注者、受注者が社会的価値の定量評価に取り組むことへの垣根を低くする努力が見て取れる。

## 2.2 Social Value Act の課題

「社会的価値」が何を指すのかは、それをどう定義するかに依存する。通常の営利企業が提供する財、サービスも、その消費によって市民の生活が豊かになったり、また雇用を生んだりしている以上、これを社会的価値と捉えることも十分に妥当性を持つ。したがって、Social Value Act が「社会的価値」の定義づけをしっかりとしていない以上、その定義づけは地方自治体の作業であり、それを行わない限り社会的価値を公共調達の意思決定に反映させることはできない。

自治体への裁量権を与えたことは、この作業を自治体に委ねたことになる。そのため、その負担を惜しまずに Social Value Act の理念を政策に反映しようとする熱意のある自治体と、そうではない自治体を生むことにつながっていると考えられる。また自治体の熱意とは別に、SEUK (2016) は、「規模の小さな自治体では、社会的価値に関するモニタリングをする担当がおらず、実際には EU の基準額以上の公共調達でのみ行われていることが多い。さらに、規模の小さなディストリクトレベルでは、そもそも EU の基準額を超える公共調達がほとんどないと報告もなされている」と指摘しており、自治体の財政の問題も大きいと考えられる。

訪問調査を行ったブリストル市は、欧州連合の主催する European Green Capital Award<sup>6</sup> を

受賞するなど、積極的に行政改革、まちづくりに取り組んでいる自治体である。このような自治体に対しては、政策形成、実施の裁量権を与えることで様々な創意工夫が生まれ、有機的な取り組みが展開される。その反面、それに残り残される自治体もあり、自治体間の取り組みの差が生まれ、最終的にはその差は住民サービスの差に帰着することになる。

しかしながらその一方で、中央政府が地方自治体の取り組みを管理しようとするれば、そのために多大な行政コスト（自治体の施策の評価、モニタリング等）が必要となり、さらに自治体の自発的な取り組みを阻害しかねない。すなわち、Social Value Act も、地方分権が抱えるメリット、デメリットを内包しているといえる。

一方、社会的価値を定性的に把握しただけでは、それをどのように公共調達の意思決定プロセスに反映させるかは、意思決定者の判断に委ねられることとなる。そこで、社会的価値を定量評価（金銭換算）したうえで社会的価値を公共調達の意思決定プロセスに反映させることができれば、意思決定の結果に客観性を担保することができるという意味で有効である。Social Value Act は社会的価値の定量評価について明記していないものの、公共調達の社会的効率性を判断するのは、無駄な公共投資を行わないためには決定的に重要である。そこで、ブリストル市のように、社会的価値を定量評価したうえで公共調達の判断材料とする方向性は今後推進されていくべきと考える。

## 3. 社会的価値の定量化

公的機関やボランティア部門、民間企業等の活動によって生み出される社会的価値を定量化することは、生産効率性向上のために重要である<sup>7</sup>。

5. ここでの原単位とは、アウトプットが1単位変化する際に変化する社会厚生を金銭換算価値として計測したものである。英国内閣府は、Unit Cost Database (New Economy, Unit Cost Database v1.4) を整備し、犯罪、教育、技術、雇用、経済、災害、健康等、事業がもたらす多くのアウトプットの原単位を提供している。

6. 欧州連合の欧州委員会環境局の主催する自治体賞で、2015年度、二酸化炭素排出量の削減計画や、環境関連分野の雇用増大などが評価され、ブリストル市が受賞した。

7. Drucker (1999) は、非営利組織等の経営改善のためには、成果重視マネジメントが重要であることを指摘しており、そのためには非営利組織等のもたらす社会的価値の定量評価は必須である。



さらに、ボランティア部門にとっては、資金提供者の望むような成果が定量的に示されることは、資金調達の観点からも重要である。内閣府の社会的インパクト評価に関する調査研究(2016)によれば、英国、日本ともに、民間非営利組織が社会的インパクト評価に積極的に取り組むようになった理由として最も主要なものが「資金提供者の要求の変化」であり、資金調達のためには資金提供者の望むような社会的価値を生み出していることを定量化によって客観的に示す必要に迫られているのである。

また、公共調達の意思決定に社会的価値を反映させるためには、その活動の結果もたらされる社会的価値を比較することが必要となる。公共調達の財源は主に税金であり、その意思決定には客観性が求められる。そのため、社会的価値を定性的に評価するのみでは、意思決定の客観性を担保することができない。

そこで重要となるのが、公共調達のプロセスにおいて一般住民や専門家などから意見を聞くためのコンサルテーション(意見集約作業)を実施することを Social Value Act において定めていることである。これによって、社会的価値を定性評価したものを多角的な視野から議論し、公共調達によって果たしてその地域に有用な社会的価値を生み出すのかを判断することで、その意思決定プロセスに一定の客観性をもたらすと考えられる。

一方で、公共調達を外部組織に委託することは、そもそも民間部門の競争原理によって経済的効率性を追求できるからである。したがって、公共調達によってもたらされる「経済的効率性」と「社会的価値の創出」のバランスをとることが重要である。しかしながら、コンサルテーションにおいてこのバランスを議論するためには、金銭的に単純に評価できる経済的効率性に合わせて、社会的

価値を定量評価する(社会的価値の金銭換算価値を計測する)ことが必要である。

### 3.1 定量化の現状

公的機関やボランティア部門、民間企業等の活動による、利潤以外の社会的価値をもたらすアウトプット、例えば雇用の改善や環境改善等は、定量的に計測される。例えば、雇用の改善であれば、実際に何人の新規雇用が生まれるかで計測可能であるし、環境改善であれば、事業実施によって削減される二酸化炭素排出量など、何かしらの定量的な計測が可能である。そのアウトプットの変化によって生じるアウトカムの変化が社会的価値であり、アウトカムの定量評価に関する方法論は多岐にわたる。

アウトカムの定量評価(金銭価値換算)は、主に公共事業の便益評価に関する研究分野で蓄積があり、公共事業によってもたらされるアウトプット、アウトカムの特性に応じて、様々な手法が開発されている<sup>8</sup>。その中でも、社会的価値の計測に最も頻繁に用いられている手法が、代替法や期待被害額法である。これらは、主に防災投資や環境改善の便益評価に適用される手法である。例えば堤防を建設することの便益を計測する際に、堤防がない場合に、大雨によって川が氾濫した際の被害額や、元通りに復旧するのにかかるコストに、大雨の発生確率を掛け合わせた期待被害額をもって堤防建設の便益とする方法(期待被害額法)や、環境改善によってもたらされる各種効果を、他の市場財で代替する場合に必要な費用をもって便益とする方法(代替法)である。

例えば、ソーシャルインパクト債の世界初の発行事例とされる、英国のピーターバラ刑務所への投資例では、刑務所における受刑者への再教育がもたらす社会的価値を金銭換算する際に、出所後

8. 顕示選好データを用いるものとして、交通インフラ整備の評価に用いられる消費者余剰アプローチ、環境改善の評価に用いられる旅行費用法(TCM, Travel Cost Method)、大規模な公共投資を評価するための一般均衡分析やヘッドニック・アプローチ、主に防災事業の評価に用いられる代替法、期待被害額法などが挙げられる。便益評価のバイアスを最小限にするために、顕示選好データを用いることが望ましいものの、データ制約により手に入らない場合、表明選好データを用いた仮想市場評価法(CVM, Contingent Valuation Method)も用いられる。それぞれの評価手法の特徴は伊多波(2009)にまとめられている。

の再犯率が下がることにより、再犯によって追加でかかる社会的コスト（警察、裁判所、刑務所のコスト、住民の不安感など多岐にわたる）を削減できるとして、この社会的コストの削減分を社会的価値としている。

代替法、期待被害額法によって便益を計測する際には、アウトプットの変化量に、それに対応する原単位（unit cost）を掛け合わせることで、簡便に金銭換算できる。原単位が分かっているならば、定量評価のためにはアウトプットの推計のみで済むので、発注者、事業者が社会的価値を計測するための負担は大幅に軽減される。そのため、英国内閣府は、シンクタンクの New Economy と協同で Unit Cost Database を整備し、犯罪、教育、技術、雇用、経済、災害、健康等、事業がもたらす多くのアウトプットの原単位を提供している。

しかしながら、実際に訪問調査を行った英国の社会的企業<sup>9</sup>は、社会的価値の定量化の必要性は十分に認識しているものの、実際に定量評価を行っている企業はなかった。その一方で、多くの企業は、自身の活動がもたらしている社会的価値を、アニュアルレポート等に定性評価の形として記載している。定性評価にとどまっている理由は、次節に示すコストの問題が大きい。社会的価値を定量化している英国の社会的企業を調べると、その多くは自前で計測するのではなくコンサルタントに外注している<sup>10</sup>。この費用負担の問題が、社会的企業が社会的価値の定量化が進まない大きな理由である。

### 3.2 定量化の課題

社会的価値の定量化には、すでに開発されてい

る様々な手法が適用できるものの、定量化にあたっては多くの課題がある。

第一の課題が、計測結果の信頼性である。前述のように、原単位そのものの信頼性は別として、原単位をデータベースから用いるとしても、事業によるアウトプットの推計を行う必要がある。その際、雇用の増加等は計測可能であるものの、環境の改善や健康増進等のアウトプットは、明示的に計測することは難しく、計測誤差が大きくなりかねない。

計測誤差が大きくなる問題は、社会的価値が小さい場合には特に問題となる。つまり、事業による社会的価値が小さい場合、計測結果に占める計測誤差の割合が大きくなるため、計測結果そのものの信頼性が著しく低くなる。そのため、ある程度大きな社会的価値をもたらす事業でないと、そもそも信頼のおける計測結果は得られないことになる。我が国において社会的価値の創出を主眼に活動している NPO 団体等は、比較的組織の規模が小さいため、事業の規模が小さい分、それによってもたらされる社会的価値も小さい。このような場合、社会的価値を計測しても信頼性が乏しいために、定量化の目的（生産効率性向上、資金調達）を果たせないことになる<sup>11</sup>。

第二の課題が、計測にかかる時間的・金銭的費用の問題である。定量評価のためには、組織の内部で行う場合には専門の人材を雇ったり育成したりするコストがかかる。また専門のコンサルタント等に外注する場合には、そのコストがかかることになる。このような計測費用は、やはり組織の規模が小さく、事業の規模が小さい場合には、無視できないものとなる。計測費用のために事業が圧迫されることはまさしく供給者、資金提供者に

9. 訪問先：FRC Group (<http://www.frcgroup.co.uk/>)（以上2016年9月8日15:00-17:00訪問）、iCycle (<http://www.qac.ac.uk/qaenterprises/icycle/11.htm>)、The Jericho Foundation (<http://jericho.org.uk/>)、BITA Pathways (<http://www.bitapathways.co.uk/>)、changes uk (<http://changesuk.org/>)（以上2016年9月8日10:00-16:30訪問）

10. 例えば bikeworks (<http://www.bikeworks.org.uk/>) は、pwc (<http://www.pwc.com/>) に委託することによって社会的価値を計測している。

11. 金川・岸（2014）では、妊婦や幼児を持つ母親に対する防災教育を提供する NPO の活動の社会的価値の定量化を試みている。その中で、アウトプットとして得られる、災害時の妊婦や親子の生存確率の増加分が定量的に推測できないため、小規模なプロジェクトの定量評価の限界を指摘している。

とって本末転倒である。

以上二点の問題から、定量評価することが意味を持つ事業は、ある程度の予算規模で相応の社会的価値をもたらすものに限られる。これはつまり、Social Value Act の理念にしたがって社会的価値を公共調達の意思決定に反映させようとする場合、一定規模以上の組織・事業については客観的に比較評価できるものの、規模の小さい組織・事業についてはそれがかなわず、客観性を担保しようとするれば公共調達から除外されてしまうし、規模の小さい組織・事業を選択しようとするれば、定性評価による意思決定をせざるを得ないというジレンマに陥ってしまうことを意味する。

第三の課題が、測定方法の妥当性である。経済理論に整合性を持つ便益計測の手法については、公共事業の便益評価の分野で研究が進展してきた。その中で、社会的コストの削減分としてアウトプットと原単位を掛け合わせて便益を計測する方法は、経済理論に整合性を持つケースは限られる。それは、すでに他の主体、事業によってもたらされているサービスを、他の主体、事業に引き継ぐ場合である。つまり、新たなサービスの提供による社会的価値を計測する場合には、本来代替法は経済理論的な裏付けを持たない。

また、プロジェクトによってもたらされるアウトプットの、発生、帰着関係を整理しないまま各項目を社会的価値として計算しているケースも存在する。一例として、就労支援のプロジェクトを取り上げる。就労支援によってもたらされる様々なインパクトのうち、「労働者の働く自信の向上」を、代替法により同様の効果を得る心療カウンセリング費用をもって社会的価値としている。しかしながら経済理論的には、労働者の働く自信の向上は就職活動への意欲増加、労働生産性向上などをもたらす、その効果は就職希望者の増加、労働者の賃金増加に帰着する。にもかかわらず、労働賃金の増加、就職希望者の増加は別項目としてそ

れぞれ計測しているため、状況によっては、社会的インパクトを重複して計上してしまったり、過大に評価してしまったりしている可能性がある<sup>12</sup>。本来は、インパクトの発生段階で計測するか、インパクトの帰着段階で計測するかのどちらか一方で計測しなければならない。

公共事業の便益評価に関する研究分野では、経済理論に整合性を持つ計測方法の研究とともに、実務段階で簡便に適用可能な計測方法の開発が進められてきた。その結果、各省庁で計測マニュアルが整備され、すでに公共事業の事前、事後評価に適用されている<sup>13</sup>。その過程で養われた簡便な計測方法に関するノウハウを適切に反映し、より信頼性の高い計測方法を検討する必要がある。

#### 4. おわりに

本研究は、英国における地方自治体および社会的企業に対する現地調査の成果から、Social Value Act の理念に沿って、自治体がどのように社会的価値を公共調達の意思決定に反映させているのかを、先進的な取り組みを行っているブリストル市を事例として紹介した。Social Value Act の課題としては、公共調達の際にどのように社会的価値を反映させるのかを明示せず、各自治体の裁量に委ねた結果、Social Value Act の理念実現に積極的な自治体と、必ずしもそうではない自治体に分かれてしまうことである。

また、公共調達の意思決定は、財源が主に税金である以上、納税者である地域の住民への説明責任や、意思決定の客観性が求められる。そのためには、社会的価値の定性評価にとどまらず、定量評価によって、投資の効率性を判断したり、事業ごとの比較をしたりする必要がある。そこで本研究は、社会的価値の定量化の現状を紹介したうえで、現状ですで行われている定量評価に関する課題を指摘した。定量評価結果の正確性や、評価

12. 例えば株式会社公共経営・社会戦略研究所（2014, 2015）参照。

13. 公共事業を多く管轄する国土交通省で費用便益分析マニュアル整備が先行し、現在では多くの省庁で様々な事業の費用便益分析マニュアルが整備されている。総務省のホームページにその一覧が掲載されている（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/koukyou\\_jigyoku.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/koukyou_jigyoku.html)）。



費用の問題により、組織や事業規模が小さい場合には、これらの問題のために定量評価を行うことが現実的に不可能であり、意味を持たない。事実、定量評価がすでに実務段階に適用されている公共事業に関しても、実際定量評価を行ったうえで費用便益分析を行っている事業は、事業規模の大きいものに限定されており、小規模の公共事業に関しては上記の問題と同様の理由のために定量評価は行われないうえに意思決定されている。

ソーシャルインパクト債が適用されているような大規模な事業では定量評価が不可欠であり、今後も適切な定量評価によって大規模な事業に民間資金が提供されれば、行政コストの削減や民間のイノベーションによる生産効率性向上などを通じて社会厚生改善に大きく寄与する。そのため、今後も社会的価値の定量評価を進めることが重要である。その一方で、社会的価値の定量評価の限界を認識したうえで、定量評価ができないような小規模な組織や事業、また定量評価手法が適用しにくい分野に関して、どのようにその社会的価値を評価するのか、またそれをどのように意思決定に反映させるのかを考えていく必要がある。

#### 参考文献

石村耕治, 岡本仁宏, 小林立明, 溜箭将之, 中島智人, 濱口博史, 白石春喜『英国チャリティーその変容と日本への示唆』弘文堂, 2015.

伊多波良雄『公共政策のための政策評価手法』中央経済社, 2009.

金川幸司, 岸昭雄, 災害弱者としての幼児, 妊婦に対する防災教育とそのインパクト—SROIの視点を手がかりとして, 経営情報イノベーション研究, Vol.3, pp. 1-14.

株式会社公共経営・社会戦略研究所『マイクロソフトコミュニティ IT スキルプログラム「若者UPプロジェクト」(第4年次:2013年度)(ITを活用した若者支援プロジェクト), SROIによる第三者評価報告書』2014.

—『特定非営利活動法人 Switch 就労移行支援事業インパクトレポート, SROI 評価報告書』

2015.

内閣府『社会的インパクト評価に関する調査研究最終報告書』2016。

Bristol City Council, Creating Social Value in Bristol -Policy and Partnership Toolkit for Commissioners and Providers 2016, 2016.

Bristol City Council, Social Value Policy 2016, 2016.

Drucker, Peter F., The Drucker Foundation Self-Assessment Tool: Participant Workbook, Revised Edition, The Peter F. Drucker Foundation for Nonprofit Management, 1999. (田中弥生監訳『非営利組織の成果重視マネジメント—NPO・行政・公益法人のための「自己評価手法」』ダイヤモンド社、2000.)

NCVO, Commissioning for social value, 2014.

New Economy, Unit Cost Database v1.4 (XLSX), <http://neweconomymanchester.com/our-work/research-evaluation-cost-benefit-analysis/cost-benefit-analysis/unit-cost-database>.

Social Enterprise UK, Procuring for Good-How the Social Value Act is being used by local authorities, 2016.

## Public Procurement based on Social Value Act in the United Kingdom

Akio KISHI

School of Management and Information, University of Shizuoka

Koji KANAGAWA

School of Management and Information, University of Shizuoka

Daeyoung YOON

School of Management and Information, University of Shizuoka

Mitsuhiro URANO

School of Management and Information, University of Shizuoka

### Abstract:

This study shows how Social Value Act is operated in local governments; Bristol council, which works hard on realization of the idea of Social Value Act, is our case study. Our hearing survey shows that Bristol council is one of leading-edge local governments which evaluate social value. By offering the definition of social value and how to estimate social value to commissioners and providers of public procurement, it encourages all kinds of providers to participate in public procurement with social value. This study also shows the current quantitative estimation methodology of social value in monetary term. We indicate its problem of reliability, adequacy and estimation cost by reflecting the implication of research field of cost benefit analysis in public project appraisal. It is important to determine what kinds of operations are appropriate for quantitative estimation and how much operating expense is the quantitative estimation result meaningful.

Keywords: Social Value Act, Social Value, Public Procurement, Quantitative Estimation, Social Enterprise